

平成 28 年 12 月 5 日

子ども・子育て会議（第 29 回）  
子ども・子育て会議基準検討部会（第 32 回）

一般社団法人  
全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

## 意見書

### 【企業主導型保育事業の利用定員地域枠について】

企業主導型保育事業の利用定員については、以下のようになっているが、待機児童のある自治体では、当面の間、施設の利用定員内で、年度当初より**地域枠を総定員の 50% を超えて受け入れを行う運用を可能としていただきたい。**

#### 2. 事業の内容

(1) 利用定員事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。

##### ①従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業（4（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

##### ②地域枠

①以外の児童（総定員の 50%以内。）

事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。  
ただし、年度中における保育の需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。